

様式第13号(第18条関係)

一般廃棄物処理業許可証

三芳環収第880号

平成28年4月1日

さいたま市浦和区常盤5丁目2番18号
クリーンシステム 株式会社
代表取締役 籠島延隆 様

三芳町長 林 伊佐雄



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び三芳町廃棄物の処理及び再利用に関する条例第25条第2項の規定により下記のとおり一般廃棄物処理業を許可する。

記

許可番号	4
取扱一般廃棄物の種類	可燃物、資源物
事業の範囲	1 収集 2 運搬
許可の有効期間	平成28年 4月 1日から 平成30年 3月31日まで
1. 許可区域 三芳町 2. 許可期限 平成30年3月31日 3. 許可条件 収集運搬 ・申請のあった一般廃棄物に限る。 ・申請のあった運搬車両及び器材以外を使用しないこと。 ・申請のあった収集場所、収集時間、収集ルート、収集方法、収集車両、収集人員、収集費用、収集料金の徴収方法、収集物の搬送先、収集物の処理先、収集物の処理方法、収集物の処理費用、収集物の処理責任者、収集物の処理の進捗状況、収集物の処理の報告書、収集物の処理の検証結果、収集物の処理の改善策、収集物の処理のモニタリング、収集物の処理の記録管理、収集物の処理の透明性、収集物の処理の信頼性、収集物の処理の持続可能性、収集物の処理の社会貢献、収集物の処理の環境負荷低減、収集物の処理の資源循環、収集物の処理の循環型社会の実現、収集物の処理のSDGsの実現、収集物の処理の地域活性化、収集物の処理の雇用創出、収集物の処理の社会福祉の向上、収集物の処理のまちづくり、収集物の処理の未来への希望、収集物の処理の誇り、収集物の処理の責任感、収集物の処理の誇り、収集物の処理の責任感、収集物の処理の誇り、収集物の処理の責任感、 より排出される一般廃棄物に限る。 ・作業中は、交通安全に努め廃棄物を飛散させぬよう十分注意すること。 ・寄居町内の処分先へ運搬ができる一般廃棄物の種類 ①紙くず、②木くず、③繊維くず、④動植物性残さ、⑤食品循環資源（食り法） ・寄居町内の処分先の中間処分業者 オリックス資源循環（株）、（株）アイル・クリーンテック	